# 一般社団法人 日本老年医学会
# 「医学系研究の利益相反に関する共通指針」の細則

平成22 年6 月24 日
平成24 年6 月28 日改正
平成27 年6 月13 日改正
平成28 年6 月8 日改正
平成29 年6 月15 日改正
平成29 年11 月10 日改正
令和 3 年 1 月 30 日改正
令和 7 年 1 月 25 日改正

社団法人日本老年医学会（以下、本学会）は、昭和 34 年（西暦 1959 年）11月に任意団体として発足し、平成7年（1995年）3月に社団法人格を得て、さらに平成25年（2013年）4月に一般社団法人に移行した。本学会は、老年医学に関する学理及びその応用の研究についての知識の普及、会員相互及び内外の関連学会との連携協力を行うことにより、老年医学の進歩を図り、もってわが国における学術文化の発展に寄与することを目的としている。

本学会は、「医学系研究の利益相反(Conflict of Interest、COI と略す)に関する共通指針」（以下、本指針という）を、内科関連学会（日本内科学会、日本消化器病学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年医学会、日本消化器内視鏡学会）と協力して策定した。

本学会会員などの利益相反状態を公正にマネージメントするために、「医学系研究の利益相反に関する共通指針の細則」を次のとおり定める。

## 第1条（本学会講演会などにおけるCOI事項の申告）

### 第1項

会員、非会員の別を問わず発表者は本学会が主催する講演会（年次学術集会、教育企画など）、市民公開講座、支部主催地方会などで医学系研究に関する発表・講演を行う場合、発表者の全員は、配偶者、一親等の親族、収入・財産を共有する者も含めて、今回の演題発表に際して、医学系研究に関連する組織／団体（entity）との経済的な関係について、過去3年間におけるCOI状態の有無を、抄録登録時に様式1により自己申告しなければならない。

筆頭発表者は共同演者も含めて該当するCOI状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に様式 1-A により、あるいはポスターの最後に所定の様式 1-B により開示するものとする。企業主催・共催の講演会等については、座長／司会者も講演者と同様にCOI状態の開示を行う。

### 第 2 項

「医学系研究に関連する組織／団体（entity）」とは、医学系研究に関し次のような関係をもった行政機関、財団、企業スポンサー、学術研究機関などとする。

① 医学系研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
② 医学系研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
③ 医学系研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
④ 医学系研究について研究助成・寄付、研究機器類、人材派遣などを提供している関係
⑤ 医学系研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
⑥ 寄付講座などの資金源となっている関係

### 第 3 項

発表演題に関連する「医学系研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾

病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される基礎的ならびに臨床的研究であって、倫理審査の対象となる医学系研究をいう。人間を対象とする医学系研究には、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むものとし、文部科学省・厚生労働省・経済産業省により策定された「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（2021年3月）に定めるところによるものとする。

第 2 条（自己申告者のCOI開示項目と開示様式）

COI状況にかかる申告者は会員、非会員を問わず個人および所属研究機関そのもの、或いは過去に共同研究者、分担研究者の関係、或いは現在そのような関係にある所属研究機関・部門の長が対象となっており，開示項目と開示様式は2つに分類される。

１．学術口演者および学会役員・候補者

学術口演（講演含む）あるいは学会役員活動を行う場合、申告者個人のCOIは、以下の①〜⑨の事項で、開示基準額を超える場合に所定の様式（様式3-A, B）に従って申告するものとする。COI自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

① 医学系研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
② 株式の保有については、1つの企業についての 1 年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合とする。
③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
⑤ 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
⑧ 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。但し、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5 万円以上とする。

但し、開示基準①「企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的にかつ継続的に従事し報酬を受け取る場合を意味しており、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供は開示基準④「企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演などの報酬」として申告すること。さらに、⑥、⑦については、すべての申告者は所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業などから提供される研究費・寄附金に係る判断基準額については、申告者が実質的に使途を決定し得る金額とし、研究機関の長から実際に割り当てられた年間総額を申告すると明確に示した。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については所定の様式に従う。

組織COIとして、申告者が所属する研究機関そのもの、或いは所属研究機関・部門（大学、病院、学部またはセンターなど）の長と過去に共同研究者、分担研究者の関係、或いは現在そのような関係にある場合、申告者が関わる本学会事業活動に影響を及ぼす可能性が想定されれば、以下の事項で所定の様式（様式3-C）に従ってCOI申告するものとする。なお、自己申告に必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定

めるものとする。

① 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間1,000万円以上のものを記載する。

② 企業・組織や団体が提供する寄附金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する所属機関・部門そのもの或いは所属機関・部門の長に対して、実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間200万円以上のものを記載する。

③ その他として、申告者所属の研究機関、部門あるいはそれらの長（過去3年以内に共同研究、分担研究の関係）が保有する株式（全株式の5%以上）、特許使用料、あるいはベンチャー企業への投資などがあれば，組織COIとして記載する。

２．学会機関誌の論文投稿著者

会員・非会員を問わず、本学会が発行する学術雑誌（欧文雑誌，和文雑誌）に投稿する著者は、論文原稿内容に関連する第三者組織（企業・団体）とのすべての関わり合い／諸活動／COI状況を所定の様式を用いて自己申告しなければならない。なお、COI自己申告内容は13項目からなり、それぞれに開示基準が設けられていないことから、読者がバイアスリスクの有無を判断できるように投稿論文内容に関連する著者個人および所属研究機関におけるあらゆる関わり合い／諸活動／COI状況について詳細な情報を提供しなければならない。

第 3 条（本学会機関誌などにおける届出事項の公表）

本学会の機関誌（日本老年医学会雑誌、Geriatrics & Gerontology International）などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員は、会員か非会員かを問わず、発表内容が本細則第 1 条第 2 項に規定された組織／団体（entity）と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去3年間以内におけるCOI状態を投稿規定に定める「Disclosed Potential Conflict of Interest」（様式 2-A Geriatrics & Gerontology International Self-reported Potential Conflict of Interest Disclosure Statement、あるいは様式 2-B 日本老年医学会雑誌：自己申告によるCOI報告書）を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。契約にて行われる企業との医学系研究については、企画、プロトコール作成、実施、モニタリング、監査、データ集計、統計学的解析、データ解釈、論文原稿作成、レビューなどにおける資金提供者（企業関係者等）の役割と関与を当該論文の「Role of the funding source（資金提供者の役割）」或いは「Acknowledgements（謝辞）」として明確に記載しなければならない。またauthorship（著者資格）の視点から、個々の著者らが研究企画から論文公表までのプロセスでどのような役割を果たし寄与したかを「Contributors（寄与者）」として論文中に明確に開示することが必要である。Corresponding author は当該論文にかかる著者全員からのCOI状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。この「Disclosed Potential Conflict of Interest」の記載内容は、論文末尾、Acknowledgments または References の前に掲載される。規定されたCOI状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載される。投稿時に明らかにするCOI状態は、本細則の第 2 条（自己申告者のCOI開示項目と開示様式）で定められたものを自己申告する。Geriatrics & Gerontology International 以外の本学会刊行物での発表もこれに準じる。なお、発表者より届けられた「Disclosed Potential Conflict of Interest」は論文査読者には開示しない。

なお、英文雑誌 Geriatrics & Gerontology International における、①自己申告する対象者の範囲、②申告項目、③申告のための評価法、④措置方法などは雑誌 COI 指針のなかに別途定めるものとする。

第 4 条（診療ガイドライン、治療指針等作成にかかるCOI管理）

診療ガイドライン策定にかかる委員長および委員の選考は、専門家のガイドライン作成参画を排除するようなものであってはならないが、診療ガイドライン策定に参加するすべての委員（診療ガイドライン統括委員会、診療ガイドライン策定（作成）委員会、システマティックレビュー委員会、外部評価委員）は利益相反を開示して適切に管理する必要がある。ガイドライン作成にかかわるすべての委員は診療ガイドライン(Clinical Practice Guideline、CPG と略す)公表時に、その時点で前年に遡って過去3年間のCOI状態とともに、策定（更新含む）する診療ガイドラインの内容に関連する学会自体が持つ組織COI状態も表 1 にて個別に当該診療ガイドライン中に開示

することとする。

また、表 2 に示す金額を超える各項目の基準額のいずれかを超えている委員については、審議には参加することは可能であるが、余人をもって替えがたい場合を除き議決権を持つことはできない。

しかし、策定委員が、議決権に関する金額区分（表2）を超えている場合でも、CPGを策定するうえで必要不可欠の人材であり、その判断と措置の公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、CPG作成プロセスに参画させることができる。しかし、当該分科会の長の場合は、当該CPGの推奨決定会議における最終決定権を持たせない等の措置を行い、策定（更新含む）CPG文書の初めに利益相反開示とともにCQ番号ごとの投票棄権者名を表3のように開示し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

表1 診療ガイドライン策定参加者のCOI開示記載例

診療ガイドライン統括委員会参加者のCOI開示

| 参加者（所属、職名） | ①顧問 | ②保有株・利益 | ③特許使用料 | ④講演料 | ⑤原稿料 | ⑥研究費 | ⑦寄附金 | ⑧寄附講座 | ⑨その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京花子<br>×大学Y講座<br>教授 | | A製薬 | | B製薬<br>D製薬 | A製薬 | C製薬 | B製薬<br>E製薬 | | |
| 東京太郎<br>T大学U講座<br>准教授 | | F製薬 | | B製薬<br>D製薬 | A製薬<br>H製薬 | C製薬 | | G製薬 | |

診療ガイドライン策定委員会・システマティックレビューチーム 参加者のCOI開示

| 参加者（所属、職名） | ①顧問 | ②保有株・利益 | ③特許使用料 | ④講演料 | ⑤原稿料 | ⑥研究費 | ⑦寄附金 | ⑧寄附講座 | ⑨その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪梅子<br>M病院N内科<br>部長 | | | | C製薬<br>D製薬<br>C製薬 | H製薬<br>E製薬 | B製薬 | | | |
| 大阪次郎<br>O大学P講座<br>教授 | | | | A製薬<br>A製薬<br>F製薬 | B製薬<br>C製薬<br>B製薬 | B製薬 | G製薬<br>H製薬 | | |

日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス2023

表2 診療ガイドライン策定参加者の議決権に関する基準額

| 診療ガイドライン策定参加者の個人 COI | | | |
|---|---|---|---|
| 4. 講演料 | 5. パンフレットなど執筆料 | 6. 受け入れ研究費 | 7. 奨学寄附金 |
| 200 万円 | 200 万円 | 2,000 万円 | 1,000 万円 |

表3 診療ガイドライン選定する会議での棄権開示（例）

| CQ番号<br>投票時 公表時 | CQ | 経済的なCOI状況のため（個人あるいは組織） | 非経済的COI状況のため |
|---|---|---|---|
| BD1—3 | COVID-19を罹った場合、抗原検査は診断法として推奨されるか？ | 東京花子、大阪太郎 | 大阪次郎 |
| BD2—1 | COVID-19を罹った場合、抗原検査は診断法として推奨されるか？ | 福岡次郎、大阪太郎 | |
| | | | |

策定（更新含む）する診療ガイドラインの内容に関連する学会自体が持つ組織COI状態については、所定様式（表4）で公開しなければならない。すなわち、CPG公表時，過去3年間に遡って当該分科会に資金（教育または研究支援金、寄附金、共同研究費など）提供を行った第三者組織・団体名とその内訳、対象となる事業活動名を記載し開示しなければならない。但し、学術集会開催に関連して企業共催のイベント事業（学術セミナー、展示会場等）にかかる当該分科会への企業支払額は申告対象としない。

表4 策定する診療ガイドラインの内容に関連する当該分科会の組織COI開示（例）

| 年 | 第三者組織団体等の名称 | 内訳 | 提供額（年） | 対象となる事業活動 |
|---|---|---|---|---|
| 2020 | A製薬 | 研究費 | 3000万円 | 教育支援事業 |
| 2021 | B製薬 | 寄附金 | 4500万円 | 教育支援事業 |
| 2022 | AMED | 研究費 | 2500万円 | 研究支援事業 |
| 2022 | C製薬 | 研究費 | 4000万円 | 共同研究等 |
| 2023 | AA財団法人 | 研究費 | 1500万円 | 教育支援事業 |
| | | | | |

分科会の組織COI開示対象期間は、診療ガイドライン策定（更新）開始時点から過去3年間とし、各年に提供された額を記載し、公表時点までの新たなCOI状況も追記する。学術集会開催に関連する企業提供資金は含まない。

第 5 条（役員、委員長、委員などの COI 申告書の提出）

第1 項

本学会の役員（理事長、理事、監事）、年次学術集会会長（次回含む）、各種委員会・小委員会のすべての委員長、特定の委員会（雑誌編集委員会、GGI編集委員会、高齢者医療委員会、学術委員会、倫理委員会、利益相反委員会、教育委員会、老化および老年医学研究基金選考委員会、学術プログラム委員会、国内交流委員会、その他の理事長が必要と認める委員会・小委員会・ワーキンググループ等）の委員、学会の従業員は、本細則の第2条（自己申告者のCOI開示項目と開示様式）で定められたものについて、就任時の前年12月31日までの3年間における

COI状態の有無を所定の様式3にしたがい、新就任時には3年分、就任後は1年ごとに前年度分のCOI自己申告書を理事会へ提出しなければならない。既にCOI自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、COIの自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。

第 2 項

様式3に記載するCOI状態については、本細則の第2条（自己申告者のCOI開示項目と開示様式）で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条で規定された基準額とし、様式3にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。様式3は就任時の前年 12月31日までの3年分を記入する。但し、役員などは、就任時の年、或いはその後、新たなCOI状態が発生した場合には、8週間以内に様式3を以て報告する義務を負うものとする。理事長は本学会が行う事業の公明性、中立性を確保するため、役員等の人事に関して適切に管理しなければならない。

第6条（学会にかかる組織COI管理）

学会理事長は、企業・法人組織、営利を目的とする団体から学会組織自体へ支払われる額（地方会開催も含めて）を、①研究助成、共同研究、受託事業、②寄附金、③学術集会等収入（企業関連のセミナー、シンポジウム等）について会計年度を単位としてそれぞれの総件数および総額を企業ごとに一元管理し、組織COIとして適切にwebサイト等で開示する。

第7 条（COI自己申告書の取り扱い）

第 1 項

学会発表のための抄録登録時あるいは本学会雑誌への論文投稿時に提出されるCOI自己申告書は学会発表または論文掲載の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関するCOI情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。2年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者のCOI情報の削除・廃棄を保留できるものとする。年次学術集会会長（次回含む）および学術集会事務局長に関するCOI 情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

第 2 項

本学会の理事・関係役職者は、本細則にしたがい、提出された自己申告書をもとに、当該個人のCOI状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断にしたがったマネージメントならびに措置を講ずる場合、当該個人のCOI情報を随時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

第 3 項

COI情報は、第5 条第2 項の場合を除き、原則として非公開とする。COI情報は、学会の活動、委員会の活動（付属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的･道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反委員会、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示もしくは公開されるCOI情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示もしくは公表について緊急性があって意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

第 4 項

非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれ

ば、理事長からの諮問を受けて利益相反委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反委員会で対応できないと判断された場合には、理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成される利益相反調査委員会を設置して諮問する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

第 8 条（利益相反委員会）

理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により、利益相反委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は知り得た会員のCOI情報についての守秘義務を負う。利益相反委員会は、理事会、倫理委員会と連携して、利益相反ポリシーならびに本細則に定めるところにより、会員のCOI状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネージメントと違反に対する対応を行う。委員にかかるCOI事項の報告ならびにCOI情報の取扱いについては、第 5 条の規定を準用する。

第 9 条（違反者に対する措置）

第 1 項

本学会の機関誌（日本老年医学会雑誌、Geriatrics & Gerontology International）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者によって提出されたCOI自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本学会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行ったうえで適切な措置を講ずる。深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議の上、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講じる。

第 2 項

本学会の役員、各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告されたCOI事項に問題があると指摘された場合には、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告し、理事長は速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者にあっては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。

第 10 条（不服申し立て）

第 1 項：不服申し立て請求

第 9 条 1 項により、本学会事業での発表（学会機関誌、学術講演会など）に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに、第 9 条2 項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から7日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、委員長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論･反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、委員長に開示した情報 に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

第 2 項：不服申し立て審査手続

1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
2. 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理委員会委員長ならびに不服申し立て者から必要がある時は意

見を聴取することができる。

3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。
4. 審査委員会の決定を持って最終とする。

第 11 条（研究倫理、出版倫理に関する教育研修）

学会の長は、会員等や編集委員会・倫理委員会・利益相反委員会及び診療ガイドライン策定にかかわる委員等の関係者を対象に、生命倫理、研究倫理、COI管理、出版倫理、関係法令等の教育・研修を継続して受ける機会を確保する。そのために、認定医或は専門医資格を取得予定あるいは更新するための申請資格条件として倫理教育研修の受講を義務づける。

第 12 条（細則の変更）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。あり方委員会のもとに発足する利益相反細則検討委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、あり方委員会・理事会の決議を経て、変更することができる。

附則

本細則は、令和 7 年 1月 25日より施行する。